

熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業
基本協定書（案）

熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、国立大学法人 熊本大学（以下「甲」という。）と〔会社名〕（総称して以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し乙が落札者として選ばれたことを確認し、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する事業契約の締結に向けて、甲及び乙の双方の協力について定めることを目的とする。

（甲及び乙の義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 乙は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の入札手続きにかかる審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

（株式の譲渡等）

第3条 乙の各構成員（以下「乙構成員」という。）は、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

2 乙構成員は、前項に従い甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出する。

（業務の委託、請負）

第4条 乙は、事業予定者をして、実施設計及び工事監理にかかる業務を〔会社名〕に、改修にかかる業務を〔会社名〕に、維持管理にかかる業務を〔会社名〕にそれぞれ委託し又は請け負わせる。

2 乙は、甲と乙の協議により別途定める日までに、前項に定める実施設計及び工事監理、改修及び維持管理の各業務を受託する者又は請け負う者と事業予定者との間でかかる各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結させ、締結後その写しを甲に提出する。

3 第1項により事業予定者から設計、工事監理、改修又は維持管理にかかる業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に行わなければならない。

（事業契約）

第5条 甲及び乙は、事業契約を、入札説明書に添付の事業契約書案の形式及び内容にて平成 年 月 日を目処として、甲と事業予定者間で締結させるべく

最大限努力する。

- 2 甲は、入札説明書に添付の事業契約書(案)の文言に関し、落札者より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 3 甲及び乙は、事業契約締結後も本事業の遂行のために協力する。

(事業予定者の設立)

第6条 乙は、本協定締結後速やかに、事業予定者を商法上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出する。

- 2 前項の場合、乙構成員は、必ず事業予定者に出資し、設立時の乙構成員の出資比率の合計は全体の過半数を超えなければならない。乙構成員以外の出資者及び出資額については、事業予定者設立時に確定させる。
- 3 乙は、事業予定者の設立後速やかに、乙構成員の持株数を甲に報告する。
- 4 事業契約期間中において、原則として乙構成員の出資比率は変更できない。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られると共に、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲はかかる出資比率の変更について協議に応じることができる。

(準備行為)

- 第7条 事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、乙は本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為(設計に関する打ち合わせを含む。)を行うことができ、甲は、必要かつ可能な範囲で自己の費用でかかる準備行為に協力する。
- 2 かかる協力の結果(設計に関する打ち合わせの結果を含む。)は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐ。

(事業契約とん挫の場合における処理)

第8条 事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずしてこれを第三者に開示しないこと並びに本協定の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所により開示が命ぜられた場合、落札者が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び甲が行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年5月14日法律第42号)等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び裁判管轄)

第10条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は熊本地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定を 通作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上

、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

国立大学法人熊本大学

乙